

第160回

山形県社会教育委員の会議

◇ 期 日：平成21年6月1日(月)

◇ 時 間：13:30～15:30

◇ 場 所： 県庁 1001会議室

次 第

1 開 会

2 山形県教育委員会挨拶

3 座長選出

4 議 事

(1) 平成21年度社会教育・生涯学習振興の推進について

(2) 平成21年度社会教育関係団体補助金について

(3) 特別委員会について

(4) その他

5 連 絡

6 閉 会

山形県社会教育委員

(任期 平成20年5月21日～平成22年5月20日)

| 番号 | 氏名 | 役職 | 出欠 | 備考 |
|----|--------------------|--|----|----|
| 1 | あきば はるお 秋葉 春男 | 山形県中学校長会 (山形市立第六中学校長) | ○ | |
| 2 | いがらしきぬこ 五十嵐 絹子 | 元鶴岡市立朝陽第一小学校学校司書 | ○ | |
| 3 | いわさわ ちか 岩沢 ちか | ボランティアグループ「トライあぐる」事務局、小国町放課後子どもプランコーディネーター | ○ | |
| 4 | かなざわ かずこ 金澤 和子 | 財団法人山形県生涯学習文化財団 山形県男女共同参画センター館長 | ○ | |
| 5 | きじま たかのり 木嶋 孝徳 | 子ども育成ボランティア・山形 理事 | ○ | |
| 6 | くろだ せいじ 黒田 聖司 | 山形県高等学校長会 (山形県立山形西高等学校長) | ○ | |
| 7 | くわじま せいいち 桑嶋 誠一 | 山形新聞社論説委員長 | ○ | |
| 8 | ごとう つねひろ 後藤 恒裕 | 山形県市町村教育委員会協議会教育長会会長 (山形市教育長) | | |
| 9 | さいとう ゆみ 齊藤 友美 | 学校法人アテネ学園園長 | ○ | |
| 10 | たかはし のぶこ 高橋 信子 | 羽陽学園短期大学名誉教授 | ○ | |
| 11 | でがわ しんや 出川 真也 | 山形大学大学連携推進室准教授、(特)里の自然文化共育研究所専務理事 | ○ | |
| 12 | のぐちひろみ 野口比呂美 | 特定非営利活動法人「やまがた育児サークルランド」代表 | ○ | |
| 13 | はんだ かつか 半田 豊 | 新庄市社会教育委員 | ○ | |
| 14 | ひらお こうじ 平尾 幸治 | 山形県連合小学校長会 (山形市立滝山小学校長) | ○ | |
| 15 | ますだ ただお 舂田 忠雄 | 山形大学地域教育文化学部名誉教授 | ○ | |

(平成21年6月1日現在)

県教育庁 事務局職員 出席者

- 1 教育次長 菊地 和郎
- 2 教育やまがた振興課 課長 脇川 清道
- 3 " 生涯学習主幹 菅間 裕晃
- 4 " 課長補佐 橋本 仁
- 5 " 課長補佐（生涯学習担当） 東海林 宏
- 6 " 課長補佐（社会教育施設担当） 佐藤 長一郎
- 7 " 社会教育専門員 白林 和夫
- 8 " 生涯学習主査 歌丸 琴子
- 9 " 社会教育主査 阿部 浩明
- 10 " 社会教育主査 久世 健
- 11 " 社会教育主査 石山 勝巳
- 12 " 社会教育施設主査 梅津 陽一
- 13 " 主査 保利 真澄
- 14 " 主事 中村 竜平

社会教育法(抜粋) (昭和24年6月10日法令第207号)

第3章 社会教育関係団体 (審議会等への諮問)

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科大臣が審議会等(略)で政令で定めるものの、地方公共団体においては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。

第4章 社会教育委員 (社会教育委員の構成)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除 (社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の定数等)

第18条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

山形県社会教育委員条例 (昭和24年11月10日条例第68号)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条により、山形県教育委員会(以下教育委員会という。)に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第2条 委員の定数は20人以内とする。

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

第5条 委員の会議は、教育長が招集する。

4 (1) 平成21年度社会教育・生涯学習振興の推進について

| |
|--|
| |
|--|

4 (2) 平成21年度社会教育関係団体補助金について

補助金交付先団体及び補助金交付限度額

事業費補助金

| 補助金交付先団体名 | 補助金交付限度額 |
|-----------------|----------|
| 山形県婦人連盟 | 94,000 |
| 山形県PTA連合会 | 52,000 |
| 山形県高等学校PTA連合会 | 30,000 |
| 山形県特別支援学校PTA連合会 | 42,000 |
| 山形県公民館連絡協議会 | 47,000 |
| 山形県社会教育委員連絡協議会 | 63,000 |
| ボーイスカウト山形県連盟 | 47,000 |
| 計 | 375,000 |

4 (3) 特別委員会について

平成21年度 山形県社会教育委員会特別委員会委員

特別委員会の議題

「社会全体の教育力向上に向けた学校・家庭・地域の連携のあり方」

| No. | 氏名 | 役職 | 地区 | 備考 |
|-----|-------|---|--------------|----|
| 1 | 岩沢 ちか | ボランティアグループトライあんぐる事務局、小国町放課後子どもプランコーディネーター | 置 賜 (小国町) | |
| 2 | 金澤 和子 | 男女共同参画センター館長 | 村 山 (山形市) | |
| 3 | 齊藤 友美 | アテネ学園園長 | 庄 内 (酒田市) | |
| 4 | 平尾 幸治 | 山形県連合小学校長会 (山形市立滝山小学校長) | 村 山 (山形市) | |
| 5 | 舛田 忠雄 | 山形大学地域教育文化学部名誉教授 | 置 賜 (米沢市) | |

(五十音順敬称略)

4 (3) 特別委員会について

今後の進め方

【平成20年度】

- 7月25日 ・第1回特別委員会
特別委員会の設置趣旨説明
各委員の意見交換
中間報告書の柱立てについて
- 9月2日 ・第2回特別委員会
事例研究「学校と家庭の連携」
(平尾委員・金澤委員)
中間報告書の柱立てについて
- 12月上旬 ・第3回特別委員会
事例研究「学校と地域の連携」
(岩沢委員・舩田委員)
中間報告書骨子案の検討
- 平成21年
- 2月24日 ・第4回特別委員会(第159回山形県社会教育委員の会議前)
事例研究「幼稚園と家庭・地域の連携」
(齊藤委員)
今後の進め方について

【平成21年度】

- 6月1日 ・第5回特別委員会(第160回山形県社会教育委員の会議の前)
・これまでの確認と策定に向けた役割分担
- 8月 ・第6回特別委員会
・検討作業
- 10月 ・第7回特別委員会
・検討作業
- 12月 ・第8回特別委員会
・全体の校正等
- 2月23日 ・第9回特別委員会(第161回山形県社会教育委員の会議の前)
・完成

4 (3) 特別委員会について

平成20年度 山形県社会教育委員特別委員会

「社会全体の教育力向上に向けた学校・家庭・地域の連携のあり方」報告書の柱立て

○はじめに

※作成の趣旨、報告書の内容等について

I 現状の把握

1 現代社会における現状と課題について

近年の少子高齢化、都市化、情報化等の経済・社会の急激な変化
個人主義、経済至上主義、価値観の多様化に伴う人間関係の希薄化
地域社会における連帯感の欠如、地域の教育力の低下
核家族化、親の子育て意識の変化、家庭の教育力の低下
子どもたちの実体験不足、生活リズムの乱れ、若者の自立の遅れ……

2 国の動き、県の動き

こうした状況に対応し、国では・・

H18年12月に教育基本法が改正され、社会教育に関する規定が充実した。

「公共の精神」(教育の目標)、「生涯学習の理念」(第3条)、「家庭教育」(第10条)、
「社会教育」(第12条)、「学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力」(第13条)

H20年2月に中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」が出され、目指すべき施策の方向性として、「国民一人一人の生涯を通じた学習の支援」と「社会全体の教育力の向上」の二つがあげられている。

H20年6月には、社会教育法が改正され、社会教育行政の体制整備を図るため、社会教育に関する国と地方公共団体の任務規定の整備や教育委員会の事務内容の追加等が行われた。

さらに、H20年7月に出された国の教育振興基本計画の中でも、社会全体で教育の向上に取り組むことが基本的な施策の方向性として示され、学校・家庭・地域の連携強化や社会全体の教育力を向上させること、家庭の教育力の向上などが明確に打ち出された。

本県では、H17年度より「いのち」「まなび」「かかわり」をキーワードに「知徳体が調和し、いのち輝く人間の育成」を目指した第5次山形県教育振興計画を推進してきた。さらに、H19年度からは、「やまがた教育『C』改革」を立ち上げ、子どもたちの人間力を育成するために、「コミュニケーション」を核として学校、家庭、地域における教育活動全般を見直し、心が通い合う教育の実践に取り組んでいる。

3 連携の現状と課題について

- (1) 学校（幼稚園・保育所等）と家庭
- (2) 学校（幼稚園・保育所等）と地域
- (3) 家庭と地域

※本県における連携の実態。委員の方から発表していただいた内容も加えて。

※調査結果や数的なデータも活用しながら

Ⅱ 「社会全体の教育力の向上」をめざした連携のあり方について

- 1 子どもの「生きる力」を育むための連携のあり方
- 2 成人の「人間力」を高めるための連携のあり方
- 3 地域の活性化のための連携のあり方

※山形の特色をふまえながら、それぞれの連携のあり方について具体的な提言をする。
その中で、先進的な取り組みを紹介しながら、具体的なイメージを描けるようにしたい。

Ⅲ 行政のあり方について

※県および市町村の生涯学習・社会教育行政への提言。

○おわりに

○参考資料

- ・ 山形県の統計データや、市町村等で実施されている事業の情報、これまで社会教育関係事業の中で調査した資料など、本県の特色をあらわしているデータを整理して載せる。

4(4)その他

県立青少年教育施設の見直しについて

1 見直しの経緯

山形県社会教育委員の会議から県立青少年教育施設のあり方についての提言をいただき、平成20年度中に以下の見直しを行った。

2 見直しの内容

(1) 青年の家の管理部門への指定管理者制度の導入（平成22年4月1日から）

・主なスケジュールは次のとおり

- | | |
|-----------------|----------------|
| ①募集要項の配布 | 平成21年6月1日～7月8日 |
| ②申請書類の受付 | 平成21年7月10日まで |
| ③候補者選定結果の公表 | 8月下旬 |
| ④教育委員会による管理者の指定 | 10月 |
| ⑤指定管理者との協定締結 | 平成22年3月 |

・指定期間は3年間

(2) 海浜青年と金峰少年自然の家との統合（平成21年4月1日から）

・海浜青年の家を同じ庄内地区の金峰少年自然の家と統合する（名称は「金峰少年自然の家海浜自然の家」）ことにより、庄内地方一円をフィールドとし、両施設の特徴を活かした多様なプログラムを展開できる施設とした。

(3) 利用の実態に合わせた使用料の見直し（平成21年4月1日以降の利用申込みから）

- ・利用者の利用形態（占有面積の違いなど）にかかわらず同一料金だった日帰りの使用について、面積を基準に部屋ごとに使用料を設定した。
- ・生涯学習の場として青少年を伴わない一般社会人のみの利用もあることを踏まえ、使用料の適正化を図った。
- ・小・中・高校生等の利用については変更なし。

【改正前】

| 利用区分 | | 宿泊 | 日帰り |
|------|---------|------|-----|
| 未就学児 | | 無料 | 無料 |
| 小中学生 | | 無料 | 無料 |
| 高校生 | | 360円 | 無料 |
| その他 | 社会教育関係者 | 360円 | 60円 |
| | その他 | 570円 | 60円 |



【改正後】

| 利用区分 | | 宿泊 | 日帰り |
|------|---------|--------|-----------|
| 未就学児 | | 無料 | 無料 |
| 小中学生 | | 無料 | 無料 |
| 高校生 | | 360円 | 無料 |
| その他 | 社会教育関係者 | 360円 | 1室ごとに定額徴収 |
| | 大学生 | 570円 | 1室ごとに定額徴収 |
| | その他 | 1,000円 | 1室ごとに定額徴収 |

4(4)その他 県公民館連絡協議会と県社会教育連絡協議会の統合について

◇山形県社会教育連絡協議会の設立(案)

